

湯川村入札制度の概要について

1 発注方式

本村の工事及び工事に関する測量、設計並びに調査（以下「工事等」という。）に係る発注方式は、次のとおりです。

発注方式	対象工事等	
制限付一般競争入札	工事	予定価格が 1,000 万円を超えるもの
制限付一般競争入札 （総合評価方式（特別簡易型））	工事	予定価格が 3,000 万円を超えるもので、湯川村総合評価方式入札委員会において認めたもの
指名競争入札又は随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項に該当する場合は随意契約可）	上記以外の工事、測量及び設計業務等	

2 発注工事等の公告

（１）公告日

公告日は、その都度公告します。

（２）公告の場所

村掲示場、発注担当課窓口及び村ホームページに掲載します。

（３）公告の内容

公告の内容については、発注公告例を参考に作成してください。

3 予定価格の公表

予定価格については、契約締結後に公表します。

4 最低制限価格制度

品質確保や下請け保護の観点から、過度な安値受注等を防止するため、最低制限価格制度を設けます。なお、価格の公表はいたしません。

5 低入札価格調査制度

制限付一般競争入札のうち、総合評価方式により工事請負契約を締結しようとする場合において、適用します。

6 入札参加資格

各公告で定める入札参加資格要件をすべて満たしていれば、入札に参加できます。ただし、入札参加資格者が入札時までに資格要件を満たさなくなった場合は、入札に参加できません。

(1) 入札参加資格者名簿への登録について

2年に一度の入札参加資格審査の結果、入札参加資格者名簿に登録された業者が入札参加の対象者となります。

(2) 入札参加の対象者は特別な場合を除き、県内業者とします。なお、県内業者のうち準県内業者については、当該入札に係る工種において、過去に会津地方の市町村が発注した工事を元請として受注した実績を有する業者とします。

●県内業者の内訳

村内業者 湯川村内に本社若しくは本店又は支社若しくは支店を有する者

管内業者 会津若松市、喜多方市、河沼郡、大沼郡、耶麻郡に本社若しくは本店を有する者

県内業者 福島県内に本社若しくは本店を有する者

準県内業者 福島県内に支店若しくは営業所を有する者で、当該支店若しくは営業所の代表者の見積、入札、契約締結、契約代金の請求及び受領の権限が与えられている者

(3) 建設業の許可等について

建設工事の入札に参加しようとする場合は、対象となる工種ごとに建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていることが条件となります。その他、許可を必要とする業種の入札に参加する場合についても、その許可を受けていることが条件になります。

(4) 指名停止措置を受けた業者について

村が発注する工事等の競争入札の参加を停止された業者については、入札（開札）時点でその停止期間を経過していることが条件になります。

(5) 市町村税の納入確認について

村が発注する工事等の入札参加申し込み時に納税証明書を添付して、申込書を提出することになります。その時点において未納がないことが条件になります。

(6) 手持ち工事等の件数について

村が発注工事等における手持ちの工事等の件数が、各工種及び各種委託業務において、それぞれ3件以内とします。ただし、総手持ち工事等の件数は、5件以内とします。

(7) 資格総合点数について

村建設工事等発注基準に基づき、各公告で定める資格総合点数を満たしていることが条件になります。資格総合点数とは、当該入札の対象となる工種の経営事項審査結果通知書の総合評点をいいます。

- (8) 技術者の配置について
村建設工事等発注基準に基づき、各公告で定める技術者を、契約時点で配置できることが条件になります。
- (9) 工事施工実績について
村建設工事等発注基準に基づき、各公告で定める実績を有していることが条件となります。
- (10) 工種ごとに定める要件について
その他、工事等の発注ごとに各公告の定める要件を満たしていることが条件になります。

7 入札参加申込

各工事等の発注内容を確認の上、入札参加資格要件を満たしていれば入札参加申込みができます。

- (1) 入札参加申込みの方法
各公告で指定された期間内に、「制限付一般競争入札参加申込書」※総合評価方式にあつては「競争参加確認申請書」を発注担当課に必要書類を添えて提出してください。※様式は、村ホームページよりダウンロードすることができます。
- (2) 記載事項について
記載事項については、記載漏れ、記載誤りのないようにご注意ください。
- (3) 代表者名等及び印鑑について
申込書には、会社の住所、商号又は名称及び代表者職氏名を記入し、村に届け出ている使用印鑑を鮮明に押印してください。

8 設計図書等の閲覧及び貸し出しについて

設計図書等は、各公告で定める閲覧期間内において、発注担当課において閲覧することができます。また、貸し出し（コピー）もしますので、発注担当課の指示に従ってください。

9 質問について

- (1) 質問の受付について
設計図書等について質問がある場合には、質問書により発注担当課に提出してください。
- (2) 質問書の様式について
様式は、村指定の様式となります。（同内容であれば、自社作成のものでも可能です。） 指定様式は、村ホームページよりダウンロードすることができます。
- (3) 質問に対する回答について
質問への回答は、質問者にファックス等により回答いたします。

1 0 入札参加者の決定について

資格審査の結果、入札参加資格のない業者には、各公告で定める日時までに電話にて連絡いたします。

入札参加資格がある業者については、特段連絡いたしません。

1 1 入札及び開札の方法について

各公告に定められた入札日時及び場所において入札会を開催いたします。入札後直ちに開札を行います。入札の回数は、3回までとします。

代理人入札の場合は、委任状を持参してください。

1 2 契約の締結について

落札者は、契約に係る書類を受け取り、速やかに契約が締結できるよう発注担当課と協議してください。

(1) 契約保証について

契約を締結しようとする場合、湯川村財務規則第97条の規定により、請負代金又は契約代金の100分の10以上の額の契約保証金の納付、契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行、村長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証に係る証書を提出しなければなりません。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを免除するものとします。

(ア) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証保険契約を締結している場合

(イ) この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約を締結している場合

(2) 契約書類の提出先について

契約書、契約保証に係る書類及び着手届以降、請負代金請求までの書類の提出先は、発注担当課となります。

(3) その他の契約事項

契約については、湯川村財務規則並びに湯川村工事請負契約約款に基づき契約を締結するものとします。

1 3 入札結果の公表について

入札（開札）結果の公表については、当該入札工事の契約締結後の翌日に、入札結果（予定価格、入札者、入札金額の全結果）を発注担当課において閲覧に供します。

指名競争入札について

1 対象工事等について

予定価格200万円を超え1000万円以内の工事、予定価格が100万円を超える測量、設計及び調査業務が対象となります。

2 業者の選定要件について

湯川村建設工事等発注基準のとおりとします。

3 業者の選定数について

原則として、湯川村建設工事等発注基準のとおりとします。

4 予定価格の公表について

予定価格については、契約締結後に公表いたします。

5 最低制限価格制度について

工事については、最低制限価格事務取扱要領のとおり、原則として最低制限価格制度を設けます。

測量、設計及び調査委託業務については、最低制限価格事務取扱要領のとおり、該当する内容の委託業務に限り最低制限価格制度を適用します。

なお、価格の公表はいたしません。

6 低入札価格調査について

低入札価格調査は、導入いたしません。

7 入札の回数について

3回とします。

8 その他

上記以外の指名競争入札に関する事項については、従前のとおりとします。